

○二以上勤務者の資格取得

二以上勤務者が資格取得する場合は、『選択事業所』と『非選択事業所』両方の取得届が必要になります。保険料について、『按分』か『合算』かの選択を行った上で、『二以上事業所勤務届』の添付も必要になりますので、予めご承知おきください。なお、取得届へのマイナンバーの記載は、すべての方に必要となります。マイナンバーの記載がないと、国の指導により、当組合が費用負担をして中間サーバーからマイナンバーを取得しなければなりませんので、ご理解・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

※添付書類（再掲）

- ① 『選択事業所』と『非選択事業』両方の取得届と『二以上事業所勤務届』
- ② 保険料に関して『按分』か『合算』かの選択
- ③ 資格取得届への『マイナンバー』の記載
- ④ すでに取得されている方が、二以上勤務になった場合は、『選択』『非選択』両方の賃金台帳が必要